

名古屋港港湾計画書

— 軽易な変更—

令和6年2月

名古屋港港湾管理者
名古屋港管理組合

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成27年10月 名古屋港審議会
- ・平成27年12月 交通政策審議会第61回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・令和2年1月 名古屋港審議会
- ・令和3年1月 名古屋港審議会
- ・令和3年3月 名古屋港審議会
- ・令和5年1月 名古屋港審議会

の議を経た名古屋港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
1 木材取扱施設計画	2
2 土地造成及び土地利用計画	3

変更理由

- 1 利用形態の変化に対応するため、西部地区において、木材取扱施設計画を変更する。
- 2 高規格道路の計画に伴い、南部地区において、土地造成及び土地利用計画を変更する。

1 木材取扱施設計画

利用形態の変化に対応するため、以下の施設を撤去する。

[木材取扱施設計画]

西部地区

(弥富ふ頭)

既設

水深 10m 係船浮標 2基 No. 52、No. 53

2 土地造成及び土地利用計画

高規格道路の計画に伴い、土地造成計画及び土地利用計画を次のとおり計画する。

(土地造成計画)

(単位：h a)

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾用地	工業用地	交通用地	危険物取扱施設用地	緑地	海面処分地	合計
南部地区	(6) 6		(48) 48	(8) 8		(16) 16	(198) 198	(276) 276

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

(土地利用計画)

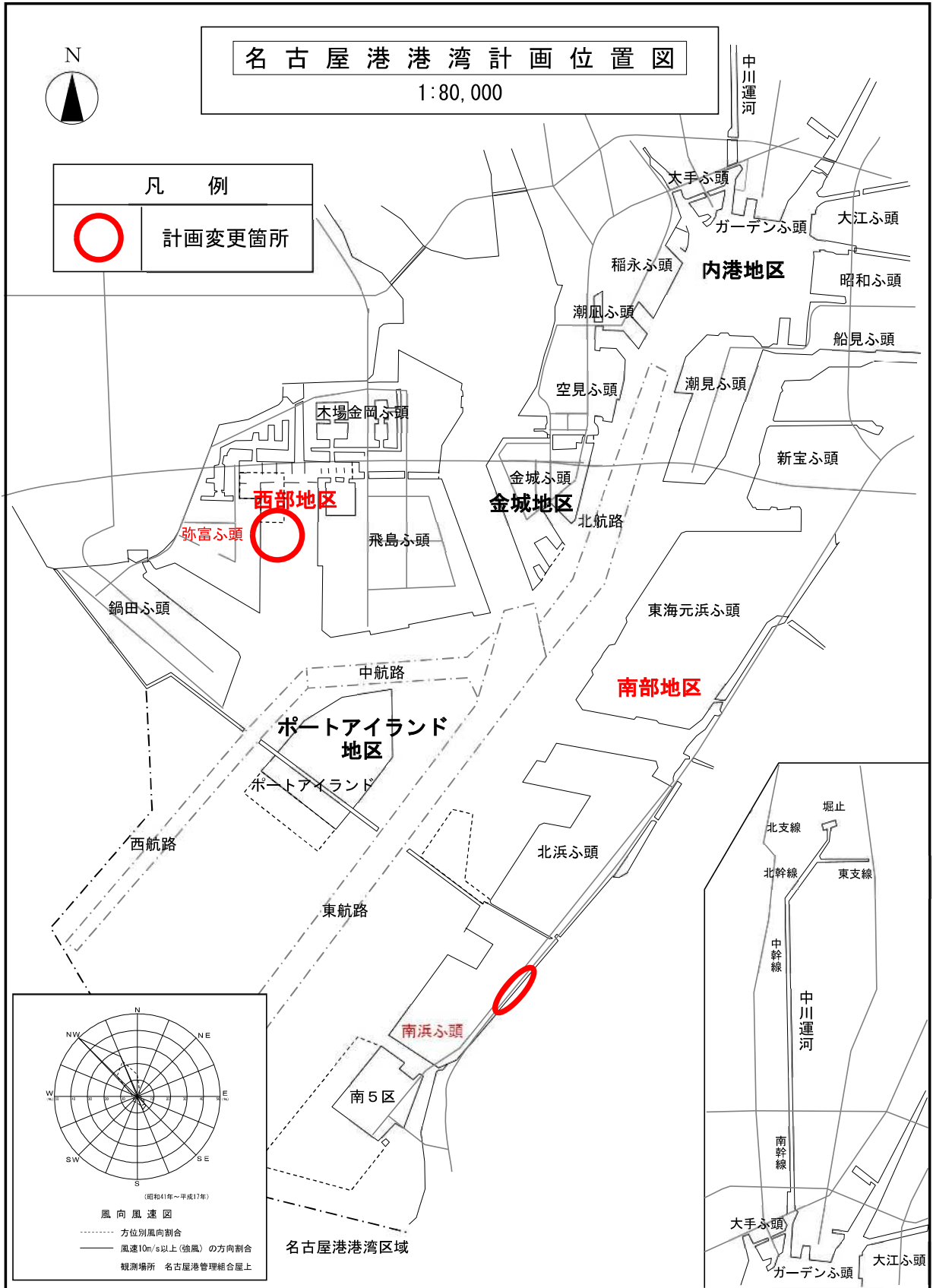
(単位：h a)

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾用地	交通用地	工業用地	都市用地	交通用地	危険物取扱施設用地	緑地	海面処分地	合計
南部地区	(12) 12	(119) 119		(1675) 1675		(20) 47	(77) 77	(102) 102	(198) 198	(2203) 2230

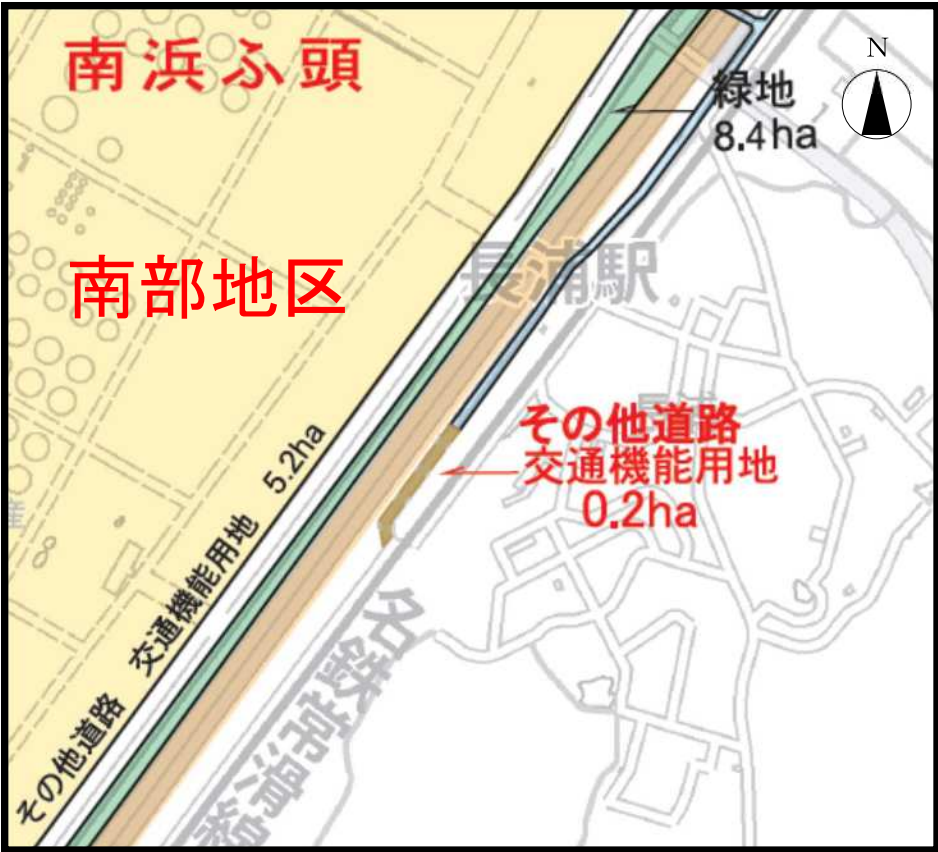
注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。



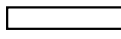
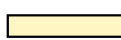

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。



名古屋港港湾計画図（南部地区）
1:10,000
0 250 500m



凡 例	
	緑 地（既 設）
 	交通機能用地（今回計画） （その他道路）（既 設）
	その他の用地（既 設）
	海岸保全区域（参 考）